

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（案）について

社会福祉士 池田恵利子

中間検証において、「3. 不正防止の徹底と利用しやすさの調和」についてはあまり意見が出されず、議論はこれから行われるものと思われまます。

金融庁の報告では、後見制度支援信託、後見制度支援預金については今後も積極的な導入を促すとし、法務省からも、今後は後見類型だけではなく保佐類型、補助類型にも活用できるよう検討されるとの報告があり、中間検証報告書（案）にはこうした対応が望ましいとの記載もなされています。

これを踏まえ、中間検証後の議論にも資するものと考え、公益社団法人日本社会福祉士の意見として、以下を申し述べたいと考えます。

不正防止のために使われる金融商品（後見制度支援信託、支援預金）については、後見人と家庭裁判所がその運用の適否を決定するのではなく、被後見人本人の意思や意向を確認し、被後見人本人自らが希望して使えるような流れをつくることが本人の意思決定支援からも重要と考える。

被保佐人、被補助人であれば、これらの商品理解が可能な事案もあるので、被保佐人、被補助人が契約者となる（あるいは保佐人、補助人が代理人となる）ことでこれらの商品を利用できる仕組みが必要ではないか。

以上の趣旨で発言した、平成29年12月に開催された「成年後見における預貯金管理勉強会」にてヒアリングを受けた際の資料を添付いたしました。

財産管理の場面における後見人等の意思決定支援については来年度、国のガイドラインも示され議論が進むにあたり、意思決定支援との関係において本人が主体性をもって財産管理の方策を検討できる取り組みがまずはなされるべきで、それが難しいと判断された時に、後見人等の判断を家庭裁判所が確認するということが望ましいのではと考えるものです。

以 上

成年後見における預貯金管理勉強会ヒアリング 資料

公益社団法人 日本社会福祉士会

この度は、成年後見における預貯金管理勉強会においてヒアリングの機会を設けていただき、お礼申し上げます。

日本社会福祉士会は、成年後見制度の利用促進において、「認知証高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とする」という成年後見制度利用促進基本計画の基本理念より、被後見人と生活状況に配慮した財産管理の観点から成年後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策について、以下のとおりご報告させていただきます。なお、成年後見制度支援信託については、2011年11月6日に『後見制度支援信託』の運用にあたって(別紙)により見解を表明しております。

1 成年後見支援信託に並立・代替する方策について

(成年後見制度支援信託に類似する仕組みを銀行等の金融機関で使えるようにすることについて)

成年後見制度支援信託に並立・代替する方策について、現在預貯金を大口預金と小口預金に分け、大口預金からの払出しには第三者の関与を必要とする方策が検討されています。

本会は、成年後見支援信託に並立・代替する方策について、商品開発が行う際には、本人が使用したいと思える商品であること、様々な選択肢から本人の最善の利益から選択できる等、本人を中心とした検討の視点が必要であると考えています。

本人が選択した金融機関を後見制度利用開始後も継続して使えることは本人の選択に沿い、利用のしやすさも高いと思われます。

一方、大口預金からの払い出しに第三者が関与する仕組みについては、後見制度支援信託と同様であり、仕組みへの指摘がそのまま該当すると考えます。

もし大口預金からの払い出しに第三者が関与する方策を利用する場合であっても、財産保全のための手続きの簡素化と手続き期間の短縮を行い、本人の意思に沿った財産の活用の障壁とならないよう、最小限の手続きとなるように検討いただきたいと考えます。

●金融機関による対応の一貫性について

- 金融機関による自主的な取り組みに期待との委員会の意見であるが、対応にばらつきがあれば、不正防止に意味がないものとなると思われる(規制のゆるい金融機関を利用するなどできるため)。不正防止の徹底をうたうなら、一定の統一した対応が必要ではないかと考える。

●監督人、監督機能について

- 不正防止等のための方策としては現行では監督人就任が取りえる一つの手段であると考ええる。
- 監督機能は家裁が負うものであることが前提であるが、専門職後見人に対する監督機能の一(管理機能)を補完する方策としては、専門職団体と家裁の連携、今後設置予定の中核機関等が一部を担うことも検討が必要である。
- 不正防止策は重要であるが、財産管理に特化した「新たな金融商品」の開発としてではなく、身上監護を含めた家裁の監督機能を強化する中でシステム化すべきである。その為には効果的で効率的な報告書式、内容の見直しを、専門職団体、親族後見人代表、識者等を加えて検討すべきである。

2 成年後見制度における金融機関の取り扱いについて

現在の成年後見制度利用にかかる金融機関の手続きについて、金融機関によって必要書類、手続きが異なり、また成年後見人が利用可能なサービスも金融機関によって異なるという現状があります。

成年後見制度の利用のしやすさの観点から、本会担当委員会・都道府県社会福祉士会からは、以下の点が指摘されており、これらの事項について検討を行っていただきたく要望いたします。

●窓口における成年後見制度の理解促進について

- ・中小金融機関においては、後見人等の窓口対応において、制度に対する無理解な面が見受けられる。
- ・成年後見制度の普及促進の立場から、銀行協会等の業界団体へのさらなる周知と法的拘束力を持つ具体的窓口対応マニュアルを整備（研究開発）し、提案していく必要があると考える。

●保佐・補助類型の場合の対応について

- ・保佐や補助の場合（特に補助の場合）、法的解釈では代理権がある代理人だけではなく、本人も行為を行えると解されている。代理人届けを行うと、自動的に本人が取引できなくなる対応ではなく、個別に、本人が管理する口座の設定を認める対応を求める。
- ・補助・保佐類型の場合、通帳管理の代理権がついているのも関わらず、金融機関の窓口対応の違いがある。（通帳記載支店への問合せ等で時間がかかる、出金等の取り扱い支店のみに限定される等。）

●統一的な必要書類・手続きについて

- ・後見人就任時の通帳管理の手続き、必要書類が金融機関によってまちまちである。（登記事項証明書の原本を要求する金融機関もあれば、コピーでも可のところもある、等）手続き方法は一律であってほしい。
- ・金融機関によって成年後見人等の印鑑登録証明書と実印が必要であったり、必要がなかったりする。
複数金融機関との取引がある際に経費が掛かり、経費の掛からない方法で統一いただきたい。
- ・金融機関により後見人等選任後の被後見人等の通帳の名義変更、届け出印等の変更の手続きの方法、時間の差異が大きい。

●手続き窓口の拡大について

- ・特定の銀行では一度、成年後見の手続きを行うと各支店での対応が可能であるが、その他の金融機関では、被後見人が利用していた金融機関の支店での対応のみであり、各金融機関に解決していただきたい。
- ・後見人等の届け出の受付や定期預金の解約を、通帳を発行した店舗に限っている金融機関がある。どの支店でも手続きができるよう改善していただきたい。

●キャッシュカードの発行について

- ・代理人のキャッシュカードを発行しない金融機関がある。後見人等の負担軽減のため、すべての金融機関で代理人キャッシュカードを発行していただきたい。
- ・地方銀行等ではキャッシュカードでの払い出しも可能だが、信用金庫は不可である。被後見人等が他市の医療機関等に入院したりなど、指定店舗と離れている場合都合が悪く、銀行と同じ扱いにしてほしい。

●その他

- ・日常生活に使用する程度の小口預金なら管理できる（大口預金を後見人が管理していれば生活は維持できる）被後見人もいる。利用者がメリットを感じられる制度、利用しやすさとの調和をうたうなら、小口預金口座を本人単独名義にする、本人管理にする等は、後見人の判断（責任）で決められるようにしてほしい。
- ・金銭虐待等問題ケースにおける成年後見人等の権限等に関して、金融機関ごとに解釈や認識、窓口における対応方法が異なることのないよう協議して欲しい。
- ・制度利用の手続き直前の本人の場合、本人だけでは適切な手続きの判断が困難な状況で、結果的に第三者が伴い、高額の口座解約や頻繁な払い出しによって、本人に多大な損害が及んだ事例がある。信頼が疑われる第三者が同行する場合においては慎重な対応をお願いしたい。

以上